

大和市放課後児童クラブ事業条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年6月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第38号

大和市放課後児童クラブ事業条例施行規則の一部を改正する規則

大和市放課後児童クラブ事業条例施行規則（平成21年大和市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第3号中「である場合」の次に「（当該保護者又は児童と生計を同じくする者が大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則（平成27年大和市規則第 号）第6条に規定するみなし適用者であって、同条の規定により所得等を算定した場合に市民税が非課税相当となる場合を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行し、改正後の第7条第1項第3号の規定は、同年4月1日以後の育成料の減免について適用する。